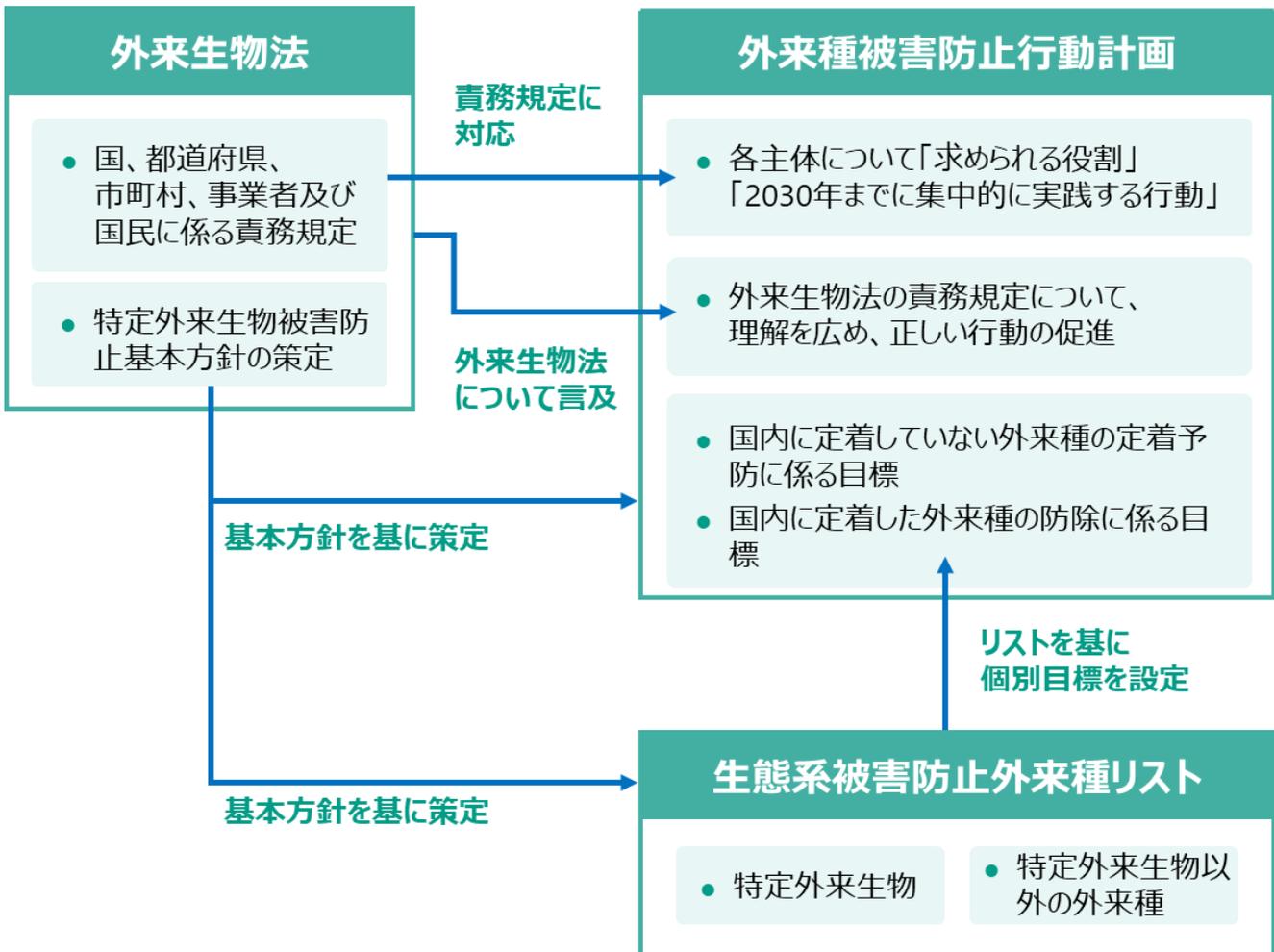


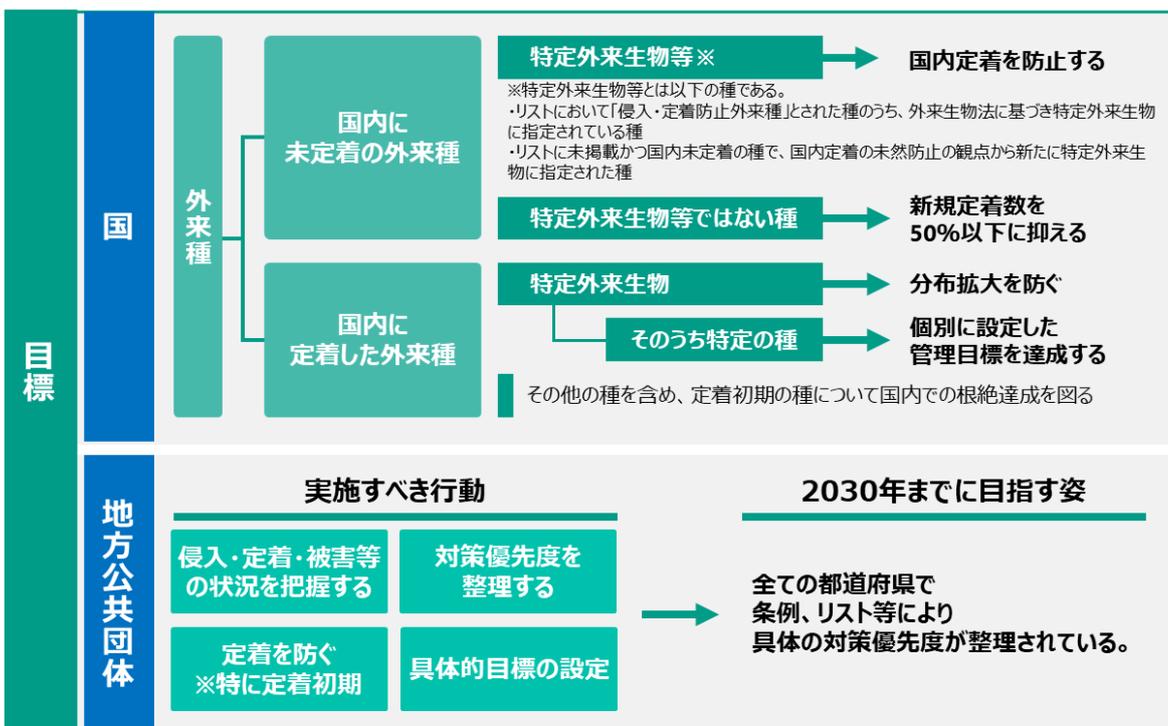
外来種被害防止行動計画の見直しについて

<外来種被害防止行動計画と生態系被害防止外来種リストの関係について>



<行動計画の目的、目標及び役割における生態系被害防止外来種リスト>

目的 2030年グローバルターゲット（ターゲット6）の達成を見据え、2030年までに
1. 生態系に負の影響をもたらす外来種の定着予防 + 2. すでに定着している種の防除 を遂行
外来種による負の影響の軽減し → ネイチャーポジティブを実現する

本計画の役割 外来種対策を担う **全ての主体による外来種対策の実践** を引き起こすこと

※定着の定義は、生態系被害防止外来種リストでの整理に基づくものであり、定着段階は「未定着」、「定着初期/限定分布」、「分布拡大期～まん延期」、「感染症・寄生生物」及び「小笠原・南西諸島」に分類されている。

・国単位の目標

○国内に定着していない外来種の定着予防に係る目標

☑特定外来生物等（※）：国内定着を防止する。

※特定外来生物等とは以下の種である。

- ・新生態系被害防止外来種リストにおいて「侵入・定着防止外来種」とされた種のうち、外来生物法に基づき特定外来生物に指定されている種
- ・新生態系被害防止外来種リストに未掲載かつ国内未定着の種で、国内定着の未然防止の観点から新たに特定外来生物に指定された種

☑「侵入・定着防止外来種」のうち特定外来生物でない種：新規定着数を50%以下に抑える。

$$\frac{[\text{新リスト「『侵入・定着防止外来種』であり特定外来生物でない種』のうち定着した数(2025年3月～2030年末)}]}{[\text{現行リスト「『定着予防外来種』であり特定外来生物でない種』のうち定着した数(2015年3月～2020年末)}]} \leq 1/2$$

○国内に定着した外来種の防除に係る目標

☑特定外来生物：分布拡大を防ぐ。

☑以下の種について、影響軽減に向け個別に設定した管理目標を達成する（表）。

- ・生態系等への影響が特に大きな種
- ・新生態系被害防止外来種リストにおいて「総合対策外来種」とされた種のうち、生物多様性の保全上の重要度が高い地域に定着している種

☑定着初期の種について、国内での根絶達成を図る。

表：個別種目標（一部抜粋）

クビアカツヤカミキリ等	国内で分布が確認されている地域（*全国対象）	<ul style="list-style-type: none"> ・分布拡大の最前線の地方自治体のうち○割の自治体が、防除を実施している。 ・○以上の市区町村において、防除により被害が減少傾向にある
ナガエツルノゲイトウ、オオバナミズキンバイ等	国内で分布が確認されている地域（*全国対象）	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な防除手法の確立を目指す。 ・○以上の市町村において、防除により生育面積が縮小し、その状態が維持されている地区が見られる。

・地域単位（地方公共団体ごと）の目標

○外来種の侵入・定着、被害等の状況を把握する。

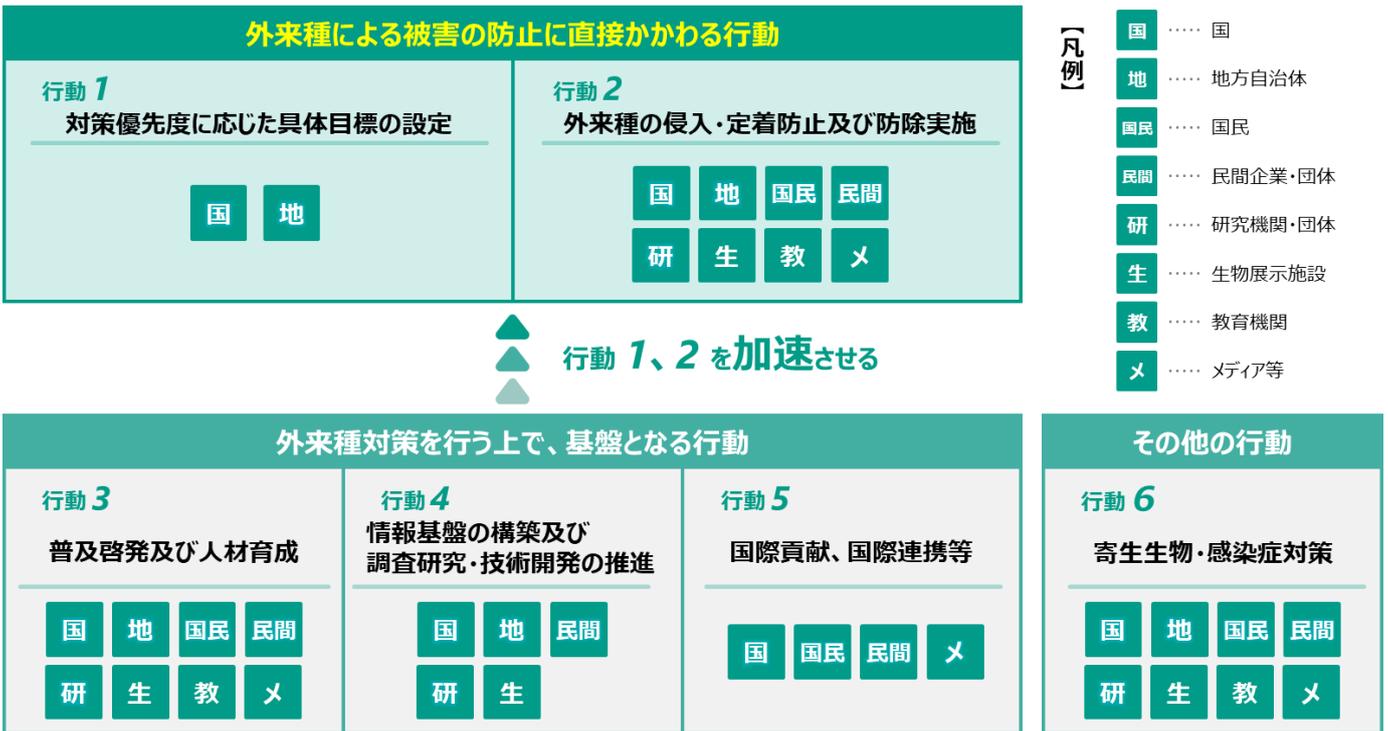
○域内に未定着であり生態系等に被害を及ぼし得る外来種：域内定着を防ぐ。

○域内に定着した種：対策優先度を整理の上、具体的な目標を設定し、その達成を図る。

○定着初期の種については、域内での根絶達成を図る。

○全ての都道府県において、条例、リスト等により具体の対策優先度が整理されている。

<目標達成のために実践すべき6つの行動>

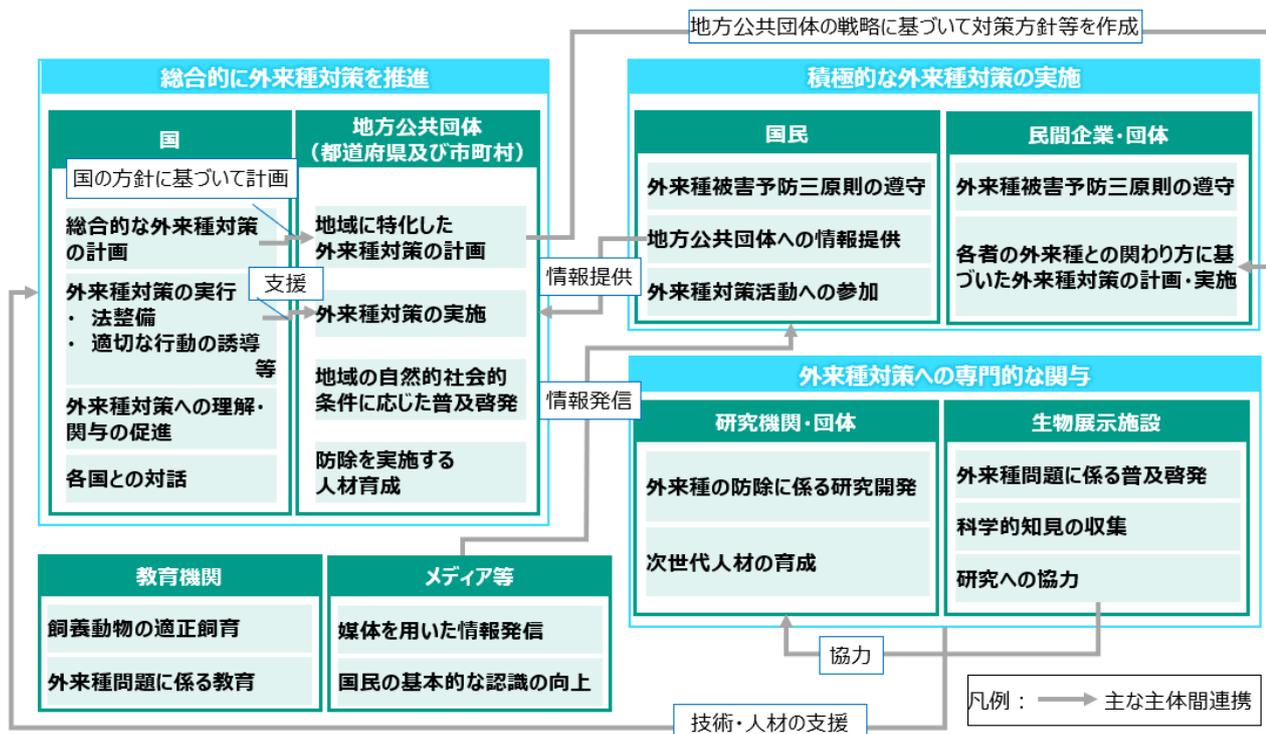


- 〔凡例〕
- 国 …… 国
 - 地 …… 地方自治体
 - 国民 …… 国民
 - 民間 …… 民間企業・団体
 - 研 …… 研究機関・団体
 - 生 …… 生物展示施設
 - 教 …… 教育機関
 - メ …… メディア等

○行動目標4

- ・生態系被害防止外来種リストのうち防除推進外来種については既存技術の共有、改良、及び新規の技術開発を、防除検討外来種については防除の実施の検討に必要な基礎的な情報の収集を試みる。

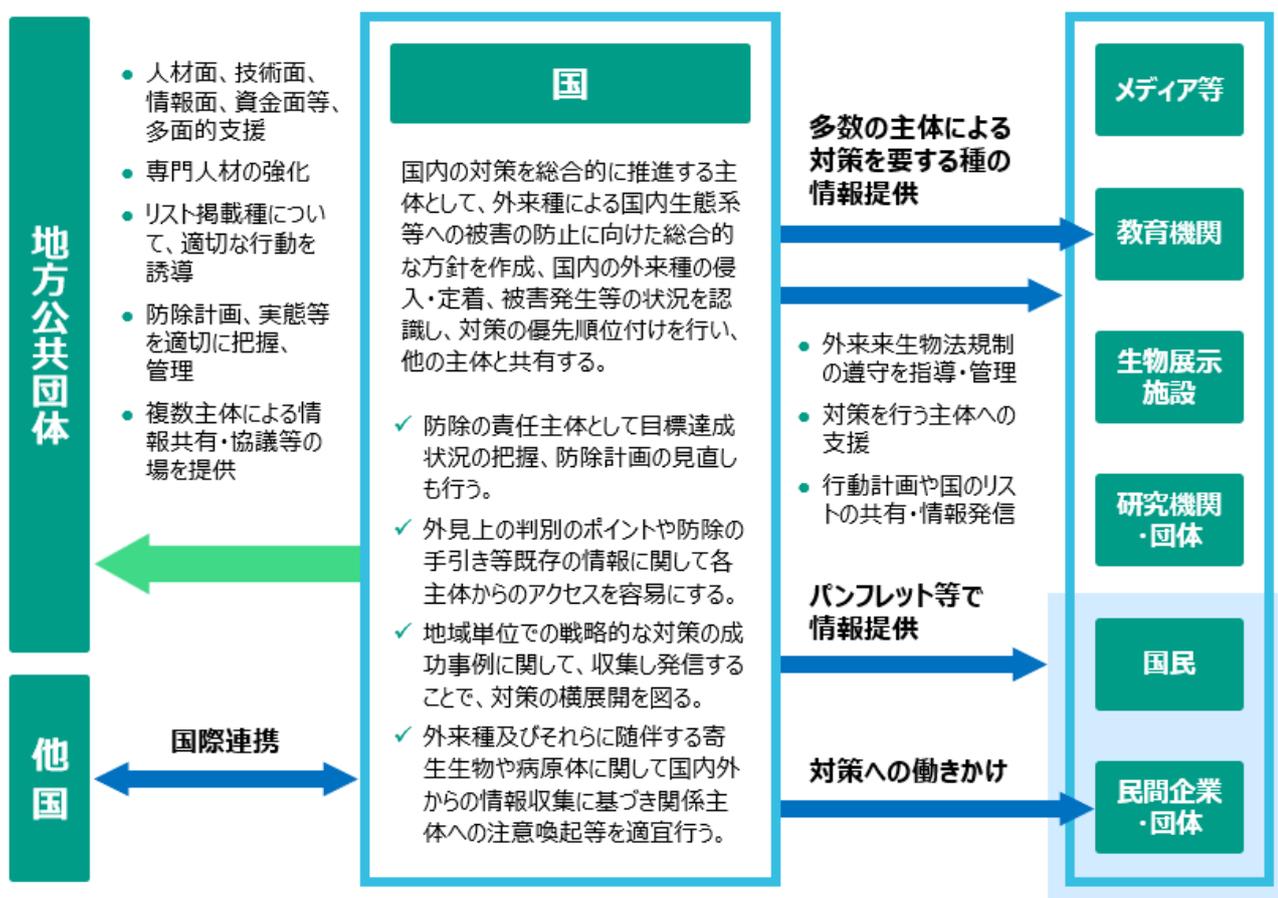
<各主体の役割と行動>



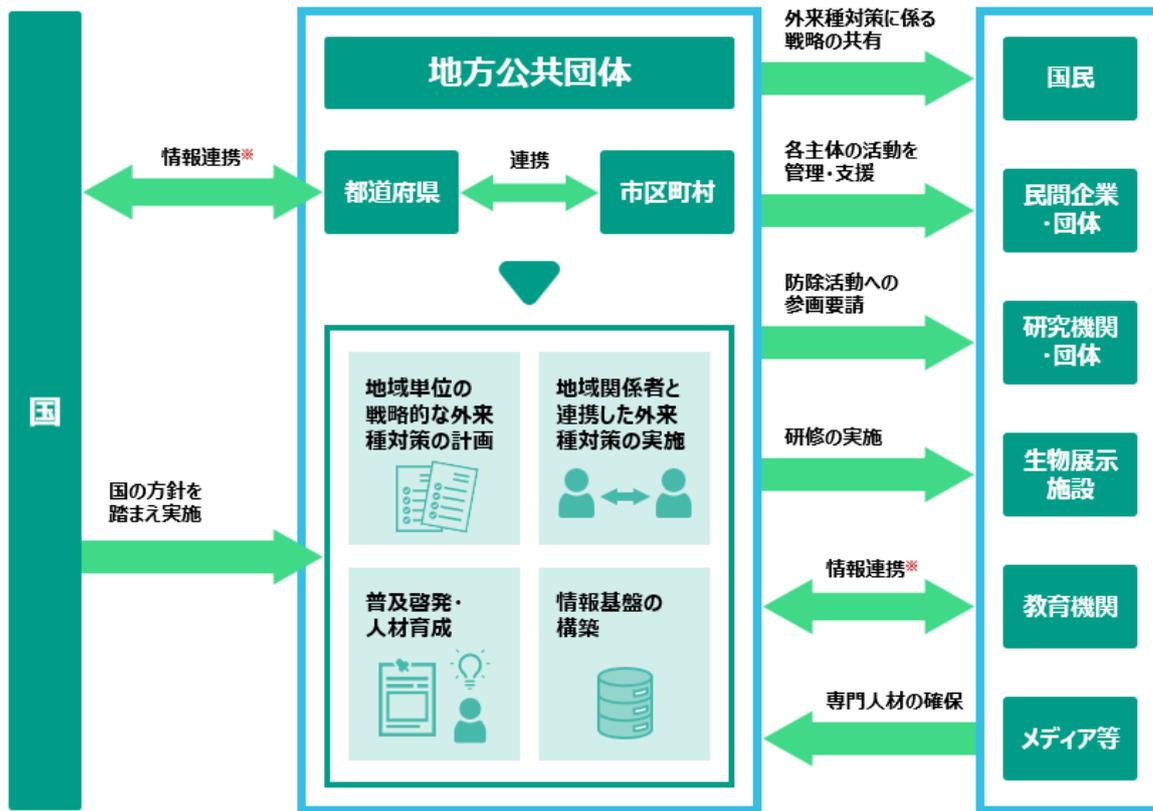
○全主体が共通して取るべき基本的な行動

- ① 特定外来生物、その他生態系等への被害をもたらす外来種を意図的に取り扱う場合には、特定外来生物については外来生物法に基づく規制を遵守し、生態系被害防止外来種リストの掲載種、地域毎のリスト等の掲載種含めて、外来種被害予防三原則に基づく行動を取る。
- ② これら外来種を意図的に取り扱うことがない場合にも、活動地域や関与する可能性のある外来種からの被害の大小に応じて、外来種の導入を未然に防ぐための行動を積極的に取る（例えば、生物多様性の保全上重要な地域への立入りの前後に身体や所有物に外来種が付着していないことを確認し洗浄する、要緊急対処特定外来生物の侵入拠点において定期的に外来種の侵入の有無を点検し、問題があれば関係機関に連絡するというように、立場に応じて実行可能な行動は様々である）。

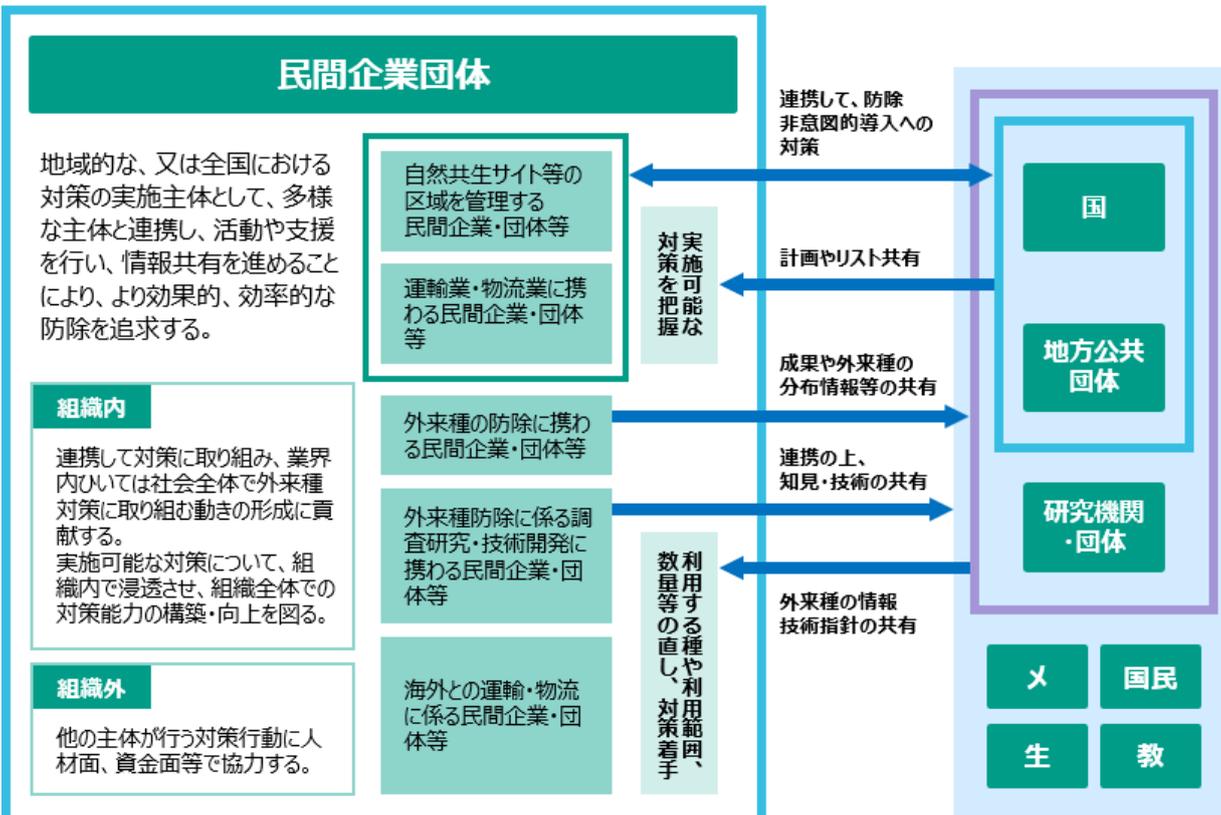
<国の役割と行動>



<地方公共団体の役割と行動>



<民間企業の役割と行動>



(参考) 関連する計画の目標及び指標の比較

	昆明・モンテリオール生物多様性枠組	生物多様性国家戦略 2023-2030	新外来種被害防止行動計画
計画期間	2022. 12～2030. 12	2023. 3～2030. 12	2025. 3～2030. 12
目標	<p>Eliminate, minimize, reduce and or mitigate the impacts of invasive alien species on biodiversity and ecosystem services by identifying and managing pathways of the introduction of alien species, preventing the introduction and establishment of priority invasive alien species, reducing the rates of introduction and establishment of other known or potential invasive alien species by at least 50 per cent by 2030, and eradicating or controlling invasive alien species, especially in priority sites, such as islands.</p> <p>【仮訳】 外来種の導入経路を特定及び管理し、対策優先度の高い侵略的外来種の導入及び定着を防止し、他の既知又は潜在的な侵略的外来種の導入率及び定着率を 2030 年までに 50%以上削減するとともに、特に島嶼などの重要度の高い場所における侵略的外来種の根絶又は管理によって、侵略的外来種による生物多様性と生態系サービスへの影響を除去、最小化、低減及び、又は緩和する。</p>	<p>汚染の削減（生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理を行い、環境容量を考慮した適正な水準とする）や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減（侵略的外来種の定着率を 50%削減等）に資する施策を実施する。</p>	<p>1. 定着していない外来種の定着予防に係る目標 国単位では、 ☑特定外来生物等：国内定着を防止する。 ☑その他の種：新規定着数を 50%以下に抑える。 地域単位では、域内に未定着であり生態系等に被害を及ぼし得る外来種について、域内定着を防ぐ。</p> <p>2. 定着した外来種の防除に係る目標 国単位では、 ☑特定外来生物：分布拡大を防ぐ。 ☑生態系等への影響が特に大きな種及び生物多様性の保全上の重要度が高い地域に定着している種：個別に設定した管理目標を達成する。 ☑定着初期の種について、国内での根絶達成を図る。 地域単位では、域内に定着しており、域内の生態系等に被害を及ぼす外来種のうち優先度の高い種について、対策優先度を整理の上、具体的な目標を設定し、その達成を図る。 また、国・地域で共通して、とりわけ定着初期の種を中心に、集中的な防除に取り組み、国内又は域内での根絶達成を図る。</p>
指標	<p>・Rate of invasive alien species establishment 【仮訳】 侵略的外来種の定着割合 ※別途バイナリー指標が設定される見込み</p>	<p>・侵略的外来種の新規定着率（2030 年時点の「生態系被害防止外来種リスト掲載種及び特定外来生物に指定されている種のうち、2021 年以降に新規に定着した種数」/2030 年時点の「生態系被害防止外来種リスト掲載種及び特定外来生物に指定されている種のうち、2011-2020 年の間に新規に定着した種数」とする（毎年）） ・ヒアリの定着地点数（環境省が実施する全国の 65 港湾におけるヒアリの調査結果等と発見時の防除作業等を踏まえて定着地点を算出する。（毎年）） ・特定外来生物の根絶宣言数（外来種の定着抑止にかかる行動の成功について、特定外来生物の根絶宣言数を把握する。地域根絶を含む。（随時）） ・外来生物法に基づく防除の公示・確認・認定件数（外来法に基づく防除の実施状況について把握する（毎年）） ・地方自治体における外来種に関するリストの作成と条例の策定数（外来種の規制に関する行動状況の広がりについて、外来種に関するリスト・条例数を把握する（毎年））</p>	<p>1. 定着していない外来種の定着予防に係る指標 ①国単位で計測 a. 「侵入・定着防止外来種」で特定外来生物、リスト外で特定外来生物に指定された種の定着数 b. 「侵入・定着防止外来種」で特定外来生物以外の定着進捗（定着数の前期間比） ②地域単位で計測 a. 条例、リスト等により定着を防止すべき種を整理した地方公共団体数 b. a で整理された種の定着数</p> <p>2. 定着した外来種の防除に係る指標 ①国単位で計測 a. 「総合対策外来種」で特定外来生物、リスト外で特定外来生物に指定された種のうち、分布拡大をしなかった種数 b. 「総合対策外来種」のうち特定種の管理目標を達成した種割合 ②地域単位で計測 a. 条例、リスト等により防除優先度や特定種の防除目標を整理した地方公共団体数 b. a で整理された防除目標を達成した種割合 ③国及び地域の両単位で計測 a. 国内又は域内での根絶を達成した事例数</p>